

大府市建築物耐震改修促進計画

別紙

大府市

令和5年4月

第2次大府市建築物耐震改修促進計画第4章4（1）に定める住宅の減災化にエ瓦屋根の対策を以下のとおり追加する。

エ 瓦屋根の対策

近年、突風や台風の上陸により住宅の瓦が脱落する等大きな被害が発生していることから、建築基準法における瓦屋根の緊結方法が令和4年1月1日から強化されました。

本市では、住宅の瓦屋根に係る強風、地震その他の災害による被害を軽減し、市民の生命及び安全を確保するため、本市内全域において瓦屋根の耐風診断費や耐風改修費の補助を令和5年4月1日から実施します。